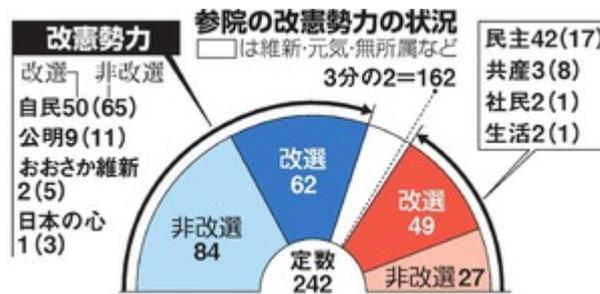


首相、改憲派「3分の2を」 参院選、自公以外含め

朝日新聞 2016年1月11日

続きから読む



参院の改憲勢力の状況

安倍晋三首相は10日のNHKの報道番組で、夏の参院選について「自公だけではなく、改憲を考えている責任感の強い人たちと、3分の2を構成していきたい」と述べた。自民、公明両党のほか、おおさか維新の会など憲法改正に積極的な政党を合わせて、憲法改正の発議に必要な3分の2の議席確保をめざす考えを示したものだ。

■公明は牽制「数合わせで済まぬ」

首相の発言は9日に収録された。自公両党は衆院ではすでに3分の2以上の勢力を確保している。参院選で自公両党の改選議席は59で、3分の2に届くには86議席の獲得が必要だ。ただ、両党に憲法改正に前向きなおおさか維新の会と、日本のこころを大切にする党を加えると、4党で78議席をとれば3分の2に達する。

首相は番組で「与党だけでは3分の2は大変難しい。おおさか維新など改憲に前向きな党もある」と述べ、改憲勢力の拡大に期待感を示した。ただ、どの条項の改正をめざすかは「これから議論が深まっていくだろう」と述べるにとどめた。衆参同日選を行う可能性については、「まったく考えていない」と、これまでの発言を繰り返した。

一方、公明党の山口那津男代表は同番組で、憲法改正をにらんだ賛成勢力の結集について「国会の数合わせだけでは済まない問題だ」と指摘。「目指す方向、内容についてもコンセンサスをつくる努力が大切。おおさか維新のみならず、ほかの野党も含めて幅広い合意形成の努力が必要だ」と語り、首相がおおさか維新に軸足を置きすぎないよう牽制（けんせい）した。

民主党の岡田克也代表は「3分の2は阻止する。野党が大きな固まりになっていくことは重要で、理念、政策一致を前提に色々な可能性を探りたい」と述べた。共産党の志位和夫委員長は、首相が緊急事態条項の新設を主張していることに触れ「極めて重大で危険。戒厳令、独裁政治への道だ。こういう明文改憲は絶対に許さない」と語った。

参院選

目標、首相「改憲勢力で2/3」 おおさか維新加え

毎日新聞 2016年1月11日

安倍晋三首相は10日のNHK番組で夏の参院選について、自民、公明両党だけでなく、おおさか維新の会など一部野党も含めた改憲勢力で、憲法改正の国会発議に必要な参院の3分の2議席を目指す考えを示した。首相は4日の年頭記者会見で、参院選で憲法改正を訴えると発言したが、具体的にどのような枠組みで目指すかには言及していなかった。改憲に必要な3分の2議席の確保が参院選の焦点になりそうだ。

首相は「与党だけで（参院）3分の2は大変難しい」と述べたうえで「自民、公明以外にも、おおさか維新もそうだが改憲に前向きな党もある」と、改憲を掲げるおおさか維新に言及した。さらに「自公だけでなく、改憲を考えている人たちと3分の2を構成していきたい」と語った。参院選の目標議席に関してはあらためて「自公で確実に過半数を維持するのが私の責任だ」とした。首相の発言は9日に収録された。

憲法改正には、衆参両院それぞれで3分の2以上の賛成で発議し、国民投票で過半数の賛成を得る必要がある。衆院は既に自公で3分の2以上の議席を確保しているが、参院では現在、自公の会派は計134議席（議長を除く）で、参院定数（242議席）の3分の2超（162議席）には達していない。自公両党だけで非改選議員を含め、3分の2超を占めるには、改選数121のうち86議席の獲得が必要となるが、おおさか維新など野党の改憲勢力を加えれば、ハードルは下がる。

これに関連しておおさか維新の片山虎之助国会議員団代表は同番組で「地方分権を徹底する憲法改正を考えている。選挙に間に合うように改正試案をまとめたい」と、改憲に前向きな考えを示した。

一方で公明党の山口那津男代表は「与野党問わず十分なコンセンサスを作っていく課題だから、おおさか維新のみならずその他の野党も含めて幅広い合意形成の努力が重要だ」と指摘し、首相の発言をけん制した。

これに対し、民主党の岡田克也代表は「3分の2は絶対阻止しないとイケない」と、安倍政権への対決姿勢を鮮明にした。共産党の志位和夫委員長も、安倍政権が検討する「緊急事態条項」の追加について「9条改定の突破口にするだけではなくて、（政府の権限が拡大され）国民の基本的な人権の制限ができて危険だ」と批判した。【細川貴代、飼手勇介】

◆憲法改正を巡る最近の安倍首相の発言

1月4日 年頭記者会見

憲法改正についてはこれまで同様、参院選でしっかり訴えていく。訴えを通じて国民的な議論を深めていきたい。

1月7日 参院代表質問

衆参各議院3分の2以上の賛成を得て国会が発議し、国民投票で過半数の賛成を得る必要がある。できるだけ多くの各党・各会派の支持をいただき、国民理解を得るための努力が必要不可欠だ。どの条項をどう改正するかは国会や国民的な議論と理解の深まりの中で、おのずと定まる。

1月10日 NHK番組（収録は9日）

与党だけで3分の2は大変難しい。自民、公明以外にも、おおさか維新もそうだが、改憲に前向きな党もある。どの条項かはこれから議論がさらに深まる。自公だけでなく、改憲を考えている人たちと3分の2を構成していきたい。

通常国会・参院選—日本共産党は安倍政権にどう対峙するか

NHK日曜討論 志位委員長の発言

しんぶん赤旗 2016年1月11日(月)

10日放送のNHK「日曜討論 党首に問う」での日本共産党の志位和夫委員長の発言は次の通りです。

中川緑アナウンサー つづいて日本共産党の志位委員長です。よろしくお願いします。

志位委員長 おはようございます。

安倍政権とどう向き合うのか？

「国民連合政府」の実現めざしつつ、国民そっちのけの暴走政治と正面から対決

島田敏男解説委員 自民党の「一強多弱」と言われる政治状況の中で、共産党は安倍政権にどう対峙（たいじ）していくのか。この点いかがでしょう。

志位 安倍政権が、昨年9月に強行した安保法制＝戦争法は、憲法9条を壊し、立憲主義を壊す、戦後最悪の立法であって、これは「数の暴力」で強行させられたからといって、そのまましておくわけには決していかないと考えております。

戦争法は廃止する。集団的自衛権行使容認の「閣議決定」は撤回する。そのために野党は共闘し、選挙に勝ち、安倍政権を退陣に追い込み、新しい国民の政府—「国民連合政府」をつくらうと。「これしかない」と呼びかけをやっております。

同時に、安倍政権があらゆる分野でやっている国民そっちのけの暴走政治—沖縄の新基地建設、原発の再稼働、TPP（環太平洋連携協定）、そして消費税10%への大増税—これに正面から対決して、政治の転換を求めて頑張っていきたいと考えております。

通常国会での“野党共闘”は？

安保法制＝戦争法廃止へ野党共同で法案提出を—今国会の大きな争点に

島田 それで、志位さん。いまも民主党の岡田（克也代表）さんが、安全保障関連法の廃止、“とにかくいったん白紙に戻すんだ”と（発言した）。ここでは共産党と考え方は—

緒だということはもうはっきり言っていました。

ただですね、「国民連合政府」の構想ということになると、“これはまだ時期尚早ではないか”“参議院選挙ではいかななものか”というような発言もありました。このへんはどういうふうに間を埋めていくのですか。

志位 私たちは、戦争法の廃止のためには、そして立憲主義を回復するためには、それを実行する政府が必要だという考え方を持っております。そのことはよく話し合っていたと思っていますが、まずは、今度の国会で、安保法制＝戦争法の廃止のための法案ですね、これは、ぜひ野党が共同して提出していく。そしてこの問題を今度の国会の大きな争点に押し上げていく。これはぜひやっていきたいと思っています。

1 1本の戦争法案に野党5党で反対一括廃止で結束は可能

島田 これは、志位さん、3月の下旬に、安全保障関連法の施行が予定されていますけれども、施行されたら廃止法案を出すという段取りになってくるのでしょうか。

志位 これは、相談だと思いますが、施行前にもこれは提出するということになるんじゃないでしょうか。

島田 それはそのときは、野党の中でもできるだけ幅広い勢力での提出にしたいと。

志位 野党5党として、この（11本の法律からなる）安保法案＝戦争法案に反対したわけですから。一括して、反対したわけですから、11本に対して。ですからこれを一括して廃止にするという点で、結束できるのではないかと考えています。

安倍政権の経済政策をどう追及するか？

「アベノミクス」「トリクルダウン」は破たん一庶民の家計・中小企業応援へ政策転換を

中川 つづいて経済財政政策をうかがいます。安倍政権は「1億総活躍社会」を掲げて、「介護離職ゼロ」の実現などを目指して、社会保障にも力を入れているとしています。これに対して共産党は、どういう点を、どのように追及していくお考えですか。

志位 私は、まず、「アベノミクス」の3年間の検証が必要だということを言いたいですね。

結局、「トリクルダウン」、すなわち、「まずは大企業にもうけてもらう。そうすればいずれは家計の方にもうけが回ってくる」ということを言い続けてきたのですけれども、実態はどうか。

大企業の方は、この2年間、過去最高の利益をあげている。内部留保も3年間で38兆円積み増しして、300兆円を超えました。

しかし暮らしはどうかと言いますと、総理は「賃金が上がった」ということをさかんにおっしゃるけれども、実質賃金は3年間でマイナス5%。年収400万円でしたら、20

万円も目減りですよ。総理は、「雇用が増えた」ということをおっしゃるのですが、増えたのは不安定な非正規雇用であって、正社員は全く増えていない。

ですから「アベノミクス」「トリクルダウン」は破たんしたと（思います）。この事実を認めて、政策転換がいると思うんですよ。つまり、庶民の家計を直接応援し、中小企業を応援する。そこに転換していく必要があると思います。

消費税10%は中止、大企業減税のバラマキをやめ、軍事費に縮減のメスを

島田 そういう考え方の中で、財政状況というものの厳しさ、これに向き合うためにも、共産党が訴える政策実現のために必要な財源はどう確保するか。ここを示すことも大事だと思うんですけど、どうでしょう。

志位 私たちは、消費税10%はきっぱり中止すべきだと主張しております。「軽減税率」ということも言われますが、4・5兆円もの増税ですから、これは今の景気を破壊し、暮らしを破壊するもので、やめるべきだと言っております。

財源を考える場合に、いろいろな「バラマキ」ということが言われておりますが、私は、大きなところでの「バラマキ」を見直す必要があると（思います）。

たとえば、この間、安倍政権になって、これまでやってきた分、やろうとしている分を含めると、法人税減税、大企業に対する減税のバラマキは、3・5兆円ですよ。これをやっても暮らしの方に結びつかない。賃上げに結びつかない。設備投資にも結びつかない。こういうバラマキはやめる。

それから、安倍政権になって軍事費が初めて5兆円を超えようとしている。米軍への「思いやり予算」も増やそうとしている。こういうところも縮減のメスを入れていく。

まずはこういうところで財源をつくっていく努力が必要だと思います。

夏の参院選どうのぞむか？

野党共闘を実現し自公と補完勢力を少数派に―日本共産党の躍進も大いに訴える

中川 夏の参議院選挙について聞きます。共産党は前回の参院選、そして衆院選で議席を伸ばしてきましたね。夏の参議院選挙に向けてどうのぞみ、そしてどういっそうの党勢拡大をはかっていくお考えですか。

志位 まずは参議院選挙では、憲法違反の安保法制＝戦争法を強行した自民、公明に退場の審判を下す。参議院で自民、公明とその補完勢力を少数派に転落させる。そのために、1人区が全国で32あるのですが、そこではぜひ、「安保法制＝戦争法の廃止、立憲主義の回復」、こういう国民的大義を掲げて、野党が選挙共闘をしっかりとやって、そして自公に打ち勝っていくということが必要だと思います。

同時に、日本共産党が大いに躍進していくことが、「国民連合政府」の実現にもつながりますし、安倍政権の暴走を止めて、（政治の）転換をはかる一番の力になりますから、これ

も大いに訴えて躍進をはかりたいと思っております。

全国規模での野党共闘のためには、中央段階での政党間の真剣な協議が必要

島田 「国民連合政府」の樹立構想、これは掲げていくとしてもですね、当面のこの参議院選挙での1人区を中心とした候補者の一本化、野党候補者の一本化、このためには、ちょっとそれを棚上げにしておいて、実際問題の選挙区情勢の中で判断していくという、そのようなこともあり得ますでしょうか。

志位 私たちは、さきほど言ったように、この政権の必要性ということを確認しておりますが、この問題はよく話し合っていきたい。

そして今、この問題で、たいへんにうれしい動きとして、たとえば熊本で、市民団体のみなさんが、安保法廃止で野党は統一候補を擁立してほしいと要請した。それに応えて、県内の野党5党が相談して、統一候補擁立にいたりました。こういう筋の通った野党共闘を広げていくために力をつくしたい。

ただ、全国的な規模で、1人区での野党共闘を実現しようとしたら、これは中央段階で、政党と政党が真剣な協議をやって、しっかりした合意をつくる必要があります。それをやっていきたいと思っております。

国会開会式への出席の理由は？

憲法の厳格な実施の立場で形式・内容を検討し出席しつつ民主的改革を求めていく

島田 志位さん、今回の国会の開会式のときに、これまでは天皇陛下のご臨席などを理由に欠席を続けてきた開会式の出席という、共産党にとっては大きな転換がありました。69年ぶりですよ。これはやはり、共産党として、従来の方針であっても見直すことには柔軟でありたいということアピールしたいという狙いですか。

志位 いや、そういう（柔軟さのアピールという）狙いというよりも、私たちはこの問題では、現行憲法の原則と条項の厳格な実施という立場から、この間も、開会式の民主的改革を求めてきました。

開会式については二つ問題があったんですね。一つは、形式の問題で、戦前の大日本帝国憲法のときの形式がそのまま踏襲されている。もう一つは、内容の問題で、以前は天皇のいわゆる「お言葉」の中に、国政に関する政治的発言が含まれていた。

二つの問題があったんですが、後者については、この三十数年来、（憲法上の）問題がなくなってきた。そういうもとの、今後は出席して民主的改革を求めていくということになりました。

安倍首相が狙う憲法改定にどうのぞむか？

危険きわまる「緊急事態条項」―「戒厳令」「独裁政治」への明文改憲を許さない

島田 最後は憲法改正について聞きます。安倍総理は“憲法改正を訴えていきます”と、もうはっきり言っています。参議院選挙での憲法改正の争点化をはかっているというふうにも見えるのですけれども、志位さん、共産党はどうのぞみますか。

志位 総理が、「緊急事態条項」の新設ということを改憲のテーマにするということをおっしゃったことは、きわめて重大で危険だと思っております。それはたんに憲法9条改定への突破口にするというだけではなくて、「緊急事態条項」そのものがたいへんに危険だと思えます。

自民党の「改憲草案」を見ますと、こう書いてある。

“内閣総理大臣は、緊急事態の宣言をする。そのさいには、国会の議決を経なくても内閣の判断で法律と同一の効力を有する政令を制定することができ、地方自治体への指示ができ、国民の基本的な人権の制限ができる”。

これは「戒厳令」、「独裁政治」への道ですから、こういう明文改憲は絶対に許さないと、いう立場でのぞみたいと思っております。

島田 そこが最大のポイントですね。

志位 そうです。

中川 ありがとうございます。

参院比例選の投票先、「自民」37%…読売調査

2016年01月11日

読売新聞社の全国世論調査（8～10日）で、今夏の参院選での比例選の投票先について聞いたところ、自民党が37%でトップだった。

以下、民主党13%、公明党、共産党各6%、おおさか維新の会5%などの順だった。このうち、近畿では、おおさか維新が17%で、自民の39%に次いで多かった。

自民、公明の与党が参院での過半数を回復した前回参院選前の2013年1月調査では、自民が37%で、日本維新の会16%、民主8%などだった。今回も自民の「1強」は変わっていない。

参院選の結果、与党が、参院で過半数の議席を「維持する方がよい」との回答は48%と半数弱で、「そうは思わない」が40%あった。

選挙区選で、民主など野党が候補者をできるだけ「統一する方がよい」と思う人は49%で、「統一する必要はない」33%を上回った。民主、共産の各支持層では「統一」が7割を占めた。衆参同日選（ダブル選）については、「行ってもよい」43%、「行わない方がよい」41%が拮抗きっこうした。

（考論 長谷部×杉田）改憲の「初手」？ 緊急事態条項は必要か

朝日新聞 2016年1月10日

憲法改正の議論で最近よく語られるのが「緊急事態条項」だ。安倍晋三首相も8日の国会答弁で「極めて重く大切な課題」と述べ、有力な改正項目に挙げている。長谷部恭男・早稲田大教授と杉田敦・法政大教授は対談で、この条項新設をテコにした改憲論にひそむ問題から、政治と社会の現状を解きほぐしログイン前の続きしていく。

■「国民守れぬ」まやかしでは 杉田／仏テロ、正確な事実把握を 長谷部

長谷部恭男・早稲田大教授 今夏の参院選で「3分の2」のハードルをクリアし、憲法改正に着手したいというのが安倍政権の狙いでしょう。その「初手」として取りざたされているのが、大災害や戦争の際の政府・国会の権限や議員の任期を定める緊急事態条項の新設です。

杉田敦・法政大教授 何でもいいからとにかく憲法を変えたい、災害やテロを理由にすれば国民の理解が得やすいという発想が背景にあることは明らかです。そもそも、憲法に緊急事態条項がないと国民の安全を守れないといった主張には、大いなるまやかしがあるのでは。

長谷部 そうですね。たとえば昨年11月、パリで発生した同時多発テロを受けて、フランスで非常事態宣言が発令されました。改憲派はこれを奇貨として、日本国憲法にはそのような規定がない、この欠陥を埋めねばならないという議論を仕掛けていますが、事実を正確に把握しないといけません。

今回の非常事態宣言は法律を根拠にしたもので、憲法に基づくものではありません。確かにフランス憲法16条は、非常事態に際して大統領に権限を集中すると規定していますが、要件が非常に厳しいため、ドゴール政権下で1度発動されただけです。

杉田 憲法ではなく、法律で対応していると。そのほかの国はどうですか。

長谷部 英国にはそもそも憲法典がないので、すべて法律で対処しています。米国憲法には、戦争中は人身保護令状の執行を停止できるという条文があるくらいで、緊急事態条項は置かれていない。置いているのはドイツです。

連邦制国家のドイツは、立法・行政権限が州と連邦に分かれているので、緊急事態では州の権限を連邦に吸い上げる必要があるためです。その点、日本は十分に中央集権的なので、立法が必要ならさっさと国会を召集すればいい。憲法に緊急事態条項を設ける必要はありません。

杉田 同感です。第一、緊急事態が起きてからあわてて法律を作っているようではだめでしょう。必要な法律はあらかじめ作っておけばよい。災害についてはすでに災害対策基本法があり、首相は閣議にかけたうえで「災害緊急事態」を布告し、政令で緊急措置がと

れるようになっている。

対テロの観点では、2001年9月の米同時多発テロを受けて自衛隊法が改正され、自衛隊や在日米軍の施設が攻撃される恐れがある場合には、自衛隊が警護出動できます。

長谷部 緊急事態に備えて、さらなる自衛隊法の改正を検討する余地はあるかもしれません。

■憲法でなく法律で対応を 杉田／参院の「緊急集会」で十分 長谷部

杉田 いずれにしても緊急事態には、憲法ではなく法律で対応すべきです。ただ、憲法に緊急事態条項を設けて、国会の関与を明記しておかないと、かえって首相や内閣の暴走を許してしまうのではないかと、という懸念も一部にはあるようですが。

長谷部 その懸念はむしろ逆で、憲法に手をつける方が危うい。憲法に緊急事態条項を新設する意味があるのは、最高裁の判例が現在認めている以上に、国民の基本的な人権を制限する権能を、政府や国会に与える場合だけです。

しかしそれはまさに、かつてドイツのワイマール憲法が採っていた制度で、ナチスに悪用されたことは周知の事実。緊急事態を理由に停止された基本的な人権は元には戻りませんでした。安倍政権の副総理は「ナチスの手口に学んだらどうか」と言った方ですが、そんな制度を本当に導入していいのかという話です。

杉田 そもそもなぜ、日本国憲法には緊急事態条項がないのでしょうか。

長谷部 ないことはない。憲法54条には「衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但（ただ）し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる」とある。

それで十分だというのが、憲法制定者の理解だったと思います。緊急事態に際して法律を作る必要があるなら国会を召集する、衆議院が解散している場合は、参院の緊急集会で対応すればいいと。

杉田 しかし改憲派はいま、参院の緊急集会では不十分だと強調しています。たとえば、衆院議員の任期満了ギリギリに震災が起きたら、選挙ができず任期切れで衆院議員がいなくなってしまう。だから、憲法で任期を特例的に延ばすことができるよう定めておかなければならないと。憲法改正の「初手」は、任期の問題に絞ってもいいという声すら、自民党からは聞こえてきます。

長谷部 選挙はやればいじやないですか。第2次世界大戦中の1942年も、日本は総選挙をやっています。そもそもなぜ、緊急事態が起きた時に国会議員がいないと困る、ということが強調されるのか不思議です。

緊急事態が起きたら、首相や内閣が、いまある法律を使ってなんとか対処するしかない。事が起きてから、「あ！ この法律をすぐに作らないと対処できない！」ということが本当にあるのか。もしあったとすると、そんな「穴」に気づかずに放置していた政府や国会の

能力的欠陥で、憲法の欠陥ではありません。

■「非立憲」の流れ、一段と 杉田／国の方向決める参院選 長谷部

杉田 そもそも現代においては、「通常」と「非常」の明確な線引きがきわめて難しくなっています。誰が、いつ、どこでテロを起こすか分からない。いわば通常の中に非常が織り込まれている現状において、非常事態、緊急事態にばかり注目して国民の基本的人権を制限していくと、通常的生活までもが圧殺されかねません。

長谷部 その通りです。だから、まっとうな立憲主義国家では、緊急事態法制を実際に運用する際に、裁判所による監視と抑制の仕組みが必ず採り入れられている。憲法に緊急事態条項を置いているドイツの憲法裁判所は、国家の存立に関わる高度に政治的な問題については判断を回避するという「統治行為論」はとらず、とにかくすべてを審査します。

日本で、必要性が乏しいにもかかわらず、緊急事態条項を憲法に置きたいのであれば、裁判所の権限の根本的な強化をあわせて憲法改正に盛り込み、「統治行為論」を無効化しなくてはなりません。同時に、最高裁の裁判官人事への政治介入を防ぐための措置も検討されるべきです。憲法に「内閣で任命する」としか規定されていない現状のまま、首相や内閣に「非常大権」的なものを与えるわけにはいきません。

杉田 私たちの不安の種はいろいろあります。パリの同時多発テロがあり、北朝鮮が核実験をした、大災害もいつ起きるか分からないとなると、「国民の安全を守るために、憲法に緊急事態条項を新設する」といった主張に動かされやすい。しかし緊急事態対応というのが、元々はらんでいる危険性を常に見据えておかなければなりません。

昨年、安保法制に反対したり、立憲主義の重要性を訴えたりする声があればほど大きくなった最大の理由は、権力の暴走に対する歯止めがなくなってしまうという危機感だったと思います。憲法に緊急事態条項を新設することは、この国の「非立憲」のステージがさらに一段上がることを意味します。

長谷部 だからこそ、夏の参院選は「止める選挙」、裏を返せば「進める選挙」になり得るということを意識する必要がある。「立憲」か「非立憲」か。選挙結果はこの国の方向性を大枠で規定することになるでしょう。たとえ、有権者がそんなつもりで投票したわけではなかったとしても、です。＝敬称略

(構成・高橋純子)